

平成19年8月2日

(仮称)川崎製造所新工場建設計画に係る条例環境影響評価審査書の公告
について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
株式会社日本触媒 川崎製造所
取締役所長 楽谷 健二
川崎市川崎区千鳥町14番1号
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称)川崎製造所新工場建設計画
川崎市川崎区千鳥町5番43、44
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成19年8月2日(木)
- 4 問い合わせ先
株式会社日本触媒 川崎製造所 環境安全部
川崎市川崎区千鳥町14番1号
044-288-7328

(環境局環境評価室 担当)
電話 200-2156

(仮称)川崎製造所新工場建設計画に係る

条例環境影響評価審査書

平成19年8月

川 崎 市

はじめに

(仮称)川崎製造所新工場建設計画（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社日本触媒川崎製造所（以下「指定開発行為者」という。）が、既存川崎製造所（千鳥工場）近隣の工業専用地域である川崎区千鳥町5番43、44の約1.5haのグラウンド等跡地に、酸化エチレンを原料とする誘導品の製造施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成19年5月23日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等から意見書の提出はなかった。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名称：株式会社日本触媒川崎製造所
代表者：取締役所長 楽谷 健二
住所：川崎市川崎区千鳥町 14 番 1 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称)川崎製造所新工場建設計画
種類：工場又は事業所の新設（第3種行為）
(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置：川崎市川崎区千鳥町 5 番 43、44
区域面積：約 15,390 m²
用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

酸化エチレンを原料とする誘導品の製造施設の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分	面積(m ²)	比率(%)	施設の内容	
事務所 ^{注1)}	約 600	3.9	生産施設の運転監視	
生産施設	プラント	約 1,550	10.1	誘導品の製造
	貯蔵施設	約 2,600	16.9	原料及び製品の貯蔵
	用役施設	約 1,950	12.7	冷水塔等
緑化地	約 3,850	25.0	—	
構内道路	約 2,940	19.1	—	
駐車場その他 ^{注2)}	約 1,900	12.3	—	
合計	約 15,390	100.0	—	

注1) 事務所については、既存建築物を改修し、利用する。

注2) その他用地は、メンテナンス機器や資材の置き場及び一般廃棄物保管施設として利用する。

ウ 施設計画

項目	概要	備考
生産の内容	酸化エチレンを原料とした誘導品の製造	—
主な生産品目	2-ヒドロキシエチルアクリレート、 2-ヒドロキシエチルメタクリレート、 イソプレノール E0 付加物	—
生産能力（誘導品生産量）	35,000 トン/年	—
従業員数	11 人	1 日延べ人数
施設運用日数及び稼働時間	約 330 日/年、 24 時間稼働	定期整備期間 約 30 日/年

エ 建築計画等

	建築面積	延べ面積	構造 ^{注1)}	階数	最高高さ	備考
事務所	約 600 m ²	約 2,040 m ²	RC 造	4 階	約 26m	運転監視
用役施設	約 300 m ²	約 300 m ²	S 造	1 階	約 6m	—
計	約 900 m ² (建ぺい率 約 6%)	約 2,340 m ² (容積率 約 15%)	—	—	—	—
プラント ^{注2)}	—	—	S 造	4 層	約 25m	—
敷地面積	約 15,390 m ²					
緑被率	25.0%					

注 1) RC 造：鉄筋コンクリート、S 造：鉄骨造

注 2) プラントは建築物ではないが、主要な構造物であるため併記する。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、酸化エチレンを原料とする誘導品の製造施設を建設するものであり、工事中における大気質、交通安全対策や供用時の大気質、安全対策等、環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺事業場等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、工事の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働による公道との境界における長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.0575 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.0764 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における公道との境界における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が 0.4313 ppmで、中央公害対策審議会の答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2 ppm）を上回り、浮遊粒子状物質は 0.1161 mg/m³で、環境基準（0.20 mg/m³以下）を満足すると予測している。これらに対して、排出ガス対策型建設機械の採用や集中稼働の回避等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、工事用車両の走行による沿道での長期将来濃度は、二酸化窒素（年平均値）が 0.03978 ppmで、工事用車両の走行による増加分は 0.00003 ppmと現状を悪化させないと予測している。また、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）は 0.08349 mg/m³で、環境基準を満足すると予測している。さらに、最新排出ガス規制適合車の使用に努めることや工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう工程等の管理、配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械の稼働による二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値を上回ると予測していることから、考えられる種々の方策を組み合わせるなど一層の低減対策を徹底すること。また、工

事用車両の走行による二酸化窒素については、計画地に最も近い自動車排出ガス測定局である池上測定局において、現況が環境基準を達成していないことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ その他の大気環境要素

本施設（反応器等）の稼働による公道との境界における酸化エチレンの長期将来濃度（年平均値）の最大値は $0.1310 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、本施設の稼働による増加分は $0.0010 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と現状を悪化させないと予測している。さらに、除害塔（スクラバー）を設置し、適正な点検・管理を行い、性能を維持するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の大気環境要素に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、本施設の稼働が新たな環境負荷となることから、酸化エチレンの排出量を更に低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 水 質（公共用水域）

本事業における放流水の化学的酸素要求量の濃度は $7.5 \text{ mg}/\text{L}$ であり、放流先である排水口から 1 m 地点において $3.10 \text{ mg}/\text{L}$ で、環境基準（ $8 \text{ mg}/\text{L}$ 以下）を満足すると予測している。また、放流水の全リンの濃度は $0.08 \text{ mg}/\text{L}$ であり、放流先である排水口から 1 m 地点において $0.106 \text{ mg}/\text{L}$ で、現状の水質（ $0.11 \text{ mg}/\text{L}$ ）を下回るため現状を悪化させないと予測し、放流水の全窒素の濃度は $9.1 \text{ mg}/\text{L}$ であり、放流先である排水口から 30 m 地点において $1.70 \text{ mg}/\text{L}$ で、現況の水質（ $1.70 \text{ mg}/\text{L}$ ）と同程度になるため現状を悪化させないと予測している。さらに、循環水には無リンの防食剤を添加し、海域の富栄養化及び水質汚濁の防止に配慮するなどの環境保全のための措置を講じることから、計画地周辺の公共用水域の水質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、水質の自動連続監視計の維持管理を徹底することなどにより、放流水の水質管理に努めること。

エ 緑

(ア) 緑の質

本事業における植栽予定樹種は計画地の環境特性に適合すると予測し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は733.2 m³と予測している。これに対し、必要土壌量を上回る良質な客土を用いて植栽基盤を整備し、さらに、必要に応じて施肥等の対策を行い、植栽後は適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本事業における緑被率は25.0%となり、地域別環境保全水準に基づく緑被率(25.0%)を満足し、また、樹木本数も「川崎市緑化指針」に基づく標準の植栽本数を満足すると予測している。さらに、維持管理計画を作成し、樹木等の健全な育成を図るとともに、十分な管理を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理、育成に努めること。

オ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働による騒音レベルの最大値は、計画地東側敷地境界付近において70.8デシベルで、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の採用や集中稼働の回避等の環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行による道路端における等価騒音レベルは、ピーク日において75.8デシベルで、工事用車両の走行による増加分は0.1デシベル未満と予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、現状を悪化させないとしている。

一方、供用時における施設(冷凍機、エアコンプレッサー及び冷

水塔)の稼働による騒音レベルの最大値は、計画地南側敷地境界付近において59.2デシベルで、環境保全目標(65デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、低騒音型機器の採用や設備機器の整備、点検を十分に行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 振 動

建設機械の稼働による振動レベルの最大値は、計画地北側敷地境界において62.0デシベルで、環境保全目標(75デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の採用や集中稼働の回避などの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行による道路端における振動レベルは、ピーク日ピーク時において昼間が52.1デシベル、夜間が48.8デシベルで、工事用車両の走行による増加分はそれぞれ0.1デシベル未満と予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、現状を悪化させないとしている。

一方、供用時における施設(冷凍機、エアコンプレッサー及び冷水塔)の稼働による振動レベルの最大値は、計画地東側敷地境界において52.4デシベルで、環境保全目標(65デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、低振動型機器の採用や設備機器基礎部への防振対策を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

カ 廃棄物等

(ア) 一般廃棄物

施設の稼働に伴う一般廃棄物の月間発生量は、紙くず、生ごみ等約4kg、専ら物約1kgと予測している。これらについては、減量化及びリサイクルを徹底するとともに、発生抑制・再利用のための従業員への啓発を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、がれき類約 3,560 トン、混合廃棄物約 240 トン、廃プラスチック類約 20 トン、木くず約 16 トン等と予測し、これらについては、敷地内で分別を行い、可能な限り再資源化を図るとともに、再資源化が困難なものについては、法令に基づき適正に処理を行うとしている。さらに、搬出運搬時においては、荷崩れや飛散等が生じないよう適正な対策を行うなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、施設の稼働に伴う産業廃棄物の月間発生量は、廃アルカリ約 174 トン、廃プラスチック類約 6 kgと予測し、このうち、廃アルカリは、パイプラインにより既存川崎製造所(千鳥工場)に移送し、燃焼処理を行い、廃プラスチック類は、専門業者に委託し、適正に処理するとしている。さらに、廃棄物発生量の低減、分別回収の徹底及びリサイクルの推進に努めるとともに、排水タンクを適切に管理するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、工事中に発生する産業廃棄物の再資源化の具体的な方法について、その実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

本事業の建設工事に伴う建設発生土は、約 2,800 m³と予測し、これらについては、工事施工者が計画地外で再利用するほか、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬時においては、飛散等が生じないよう荷台カバーを使用するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

キ 地域交通 (交通混雑、交通安全)

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時間における交通混雑度は 0.528、交差点飽和度は 0.563 で、いずれも円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 及び交通量の処理が

可能とされる交差点飽和度 0.9 を下回ると予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講じるとしている。

また、交通安全については、工事用車両が走行する道路はマウンドアップ等により歩車分離がなされ、横断歩道及び信号機が設置されていることから、歩行者の安全が確保されていると予測し、さらに、運転者に対する交通安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講じるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

ク 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

本事業では、化学物質等を取り扱うことから、関係法令を遵守した各種万全な安全対策を講じるとともに、安全確保のための設備等の設置、企業として適切な防災・安全計画と組織体制を構築することから、事故防止及び安全管理を図ることができると予測している。さらに、全社的なRC（レスポンシブル・ケア）推進体制に則り、化学薬品の安全管理等の適切な管理活動を行うとともに、個々の従業員に対して、RC教育を実施し、従業員の理解促進に努めるなどの環境保全のための措置を講じることから、人の健康の保護と安全確保に必要な事故防止及び安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ケ 温室効果ガス

本事業における二酸化炭素の年間排出量は 4,748 トンで、本事業と同規模の類似工場と比較すると、インバータ化冷却ファン駆動用電動機を導入することにより、排出削減量は 146 トンで、約 3%削減されると予測している。さらに、原料の酸化エチレンの搬入に車両を使用しないなどの環境保全のための措置を講じることから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、川崎市地球温暖化対策地域推進計画（改訂版）に基づく取組の更なる推進に努めること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成19年5月23日	指定開発行為実施届及び条例準備書受理
5月30日	条例準備書公告、縦覧開始
7月13日	条例準備書縦覧終了、意見書の提出締切り 意見書の提出 なし
8月 2日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付